



平成 31 年 3 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社くろがね工作所  
代表者名 取締役社長 神足 泰弘  
(コード：7997、東証第 2 部)  
問合せ先 専務取締役 神足 尚孝  
(TEL. 06-6538-1010)

### 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、平成 31 年 3 月 27 日に提出する予定の平成 30 年 11 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載することとなりましたのでお知らせいたします。

なお、今回の内部統制の不備に起因する必要な修正事項は、平成 30 年 11 月期の連結財務諸表及び財務諸表に反映させており、当該連結財務諸表及び財務諸表に与える影響はありません。

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容および事業年度の末日までには是正できなかった理由

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成 30 年 11 月 30 日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

当社は、前事業年度の末日である平成 29 年 11 月末日時点で、特定の営業拠点において販売取引及び購買取引に係る会計処理について不適切な会計処理が認められ、財務報告に係る内部統制は有効でないと判断し、開示すべき重要な不備を是正すべく改善策を実行してまいりました。これらのうち内部統制の開示すべき重要な不備の改善策について整備は完了し、概ね運用も実行しておりますが、運用期間の制約から運用状況の有効性が確認できない施策もあり、すべての改善策について必ず十分には運用状況の有効性が確認できておりません。

また、更なる原因究明のため、平成 30 年 12 月 14 日付けで設置した外部の専門家による第三者調査委員会による調査を行った結果、営業担当者に対する広範な権限付与と職務分担による牽制機能の欠如や人事異動の停滞等といったことが原因となっているとの指摘も第三者調査委員会より受けました。

これらのことについて総合的に勘案し当社の全社的な内部統制及び業務プロセスの再評価を行った結果、開示すべき重要な不備があるものと判断いたしました。

前事業年度に識別した財務報告に係る重要な不備を是正するため、当事業年度においては次の改善策を実施いたしました。

- ① 売上管理部による、注文書の原紙確認
- ② 売上管理部による、作業及び工事完了証明書の原紙確認
- ③ 工務調達部による、工事・作業についての発注、仕入検収の徹底
- ④ 営業管理部による、仕入直送品の仕入検収
- ⑤ 外部倉庫への出荷売上の管理（オフィスは経理部・興産、建材は売上管理部）
- ⑥ 営業管理部による、請求書チェックと請求書未発送理由報告書による管理
- ⑦ 売上管理部による、主導的物件フォルダー管理
- ⑧ 売上管理部による、売上取消についての赤伝申請書他の確認
- ⑨ 売上管理部、経理部の長期仕掛物件・仮受金の管理と必要都度のヒアリングの実施

上記の改善策を整備し、運用も実施しているものの、一部の改善策についてはその運用期間を十分に確保できなかったことから改善策の運用状況の有効性を当事業年度では確認できておりません。

なお、改善策が十分ではなかった施策については早急に対応する予定です。

## 2. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、第三者調査委員会による調査結果からの提言を真摯に受け止め、販売部門及び購買部門の人員の再配置を行うと同時に、適時・適切な情報共有を図るための業務処理統制における運用プロセスの見直し、補完的に情報の適正性を確認するための証憑の整備等の再発防止策を講じてまいります。また、経営陣における責任の徹底、コンプライアンス意識の醸成、取締役会における協議の充実化、監査役監査及び内部監査の充実、内部通報制度の仕組みの改善及び違法行為等を抑止する環境の整備、内部統制体制の見直しを実施することにより、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

以上